

ハイライト:

- ・交際費の損金算入限度額の枠等が変更されます！
- ・平成21年3月31日以降の雇用保険制度が改正されています！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

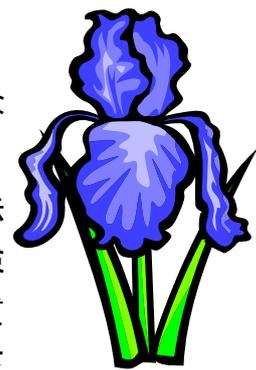
ご挨拶	1
租税特別措置法の一部を改正する法律案に関して	1
雇用保険制度の改正に関して	2

梅雨に入り、紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。

第38号では、現在参議院で審議中の租税特別措置法改正案と平成21年3月31日以降に改正となった雇用保険制度に関して取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士



中村 元彦

中村友理香

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案に関して

昨今の社会経済情勢を踏まえ、3つの項目に関し制度の創設及び特例が設けられることになりました。既に衆議院では可決されており、現在参議院で審議中の状況となっています。

上記3つの項目とは、①直系尊属から住宅取得投資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度、②交際費等の損金不算入制度、③試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例、です。①については個人様向季刊誌で解説させていただきます。

#### ☆交際費等の損金不算入制度(^\_^)

現在資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人の場合には、年間400万円まではその90%が経費として損金算入が認められていますが、この400万円の枠を600万円へ引き上げられることとなります。この改正は、平成21年4月1日以後終了する事業年度分の法人税について適用される予定です。

例: 600万円の交際費を支出した場合の損金限度額

改正前	改正後
400万円まではその90%が損金OK →400万円×90%=360万円	600万円まではその90%が損金OK →600万円×90%=540万円
400万円を超える金額は全額損金不算入 →600万円-400万円=200万円	<b>よって損金算入額は540万円</b> <b>損金算入額が改正前に比べ180万円増加します。</b>
上記より損金算入額は360万円	

## ☆試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例（＾＾）

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度及び中小企業基盤強化税制について、以下の通りの特例措置が取られます。

### ①平成21年度及び平成22年度に開始した事業年度の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額を当期の法人税額の100分の30(現100分の20)相当額へ引き上げられます。

### ②平成23年度に開始した事業年度の特例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額が含まれます。この場合繰越控除の適用を受ける事ができる限度額は、当期の法人税額の100分の30相当額とされます。

### ③平成24年度に開始した事業年度の特例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額が含まれます。この場合繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の100分の30相当額とされます。

## 雇用保険制度の改正に関して

厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用保険制度が改正されました。

法人に係る主な改正事項は以下のとおりです。

### ①雇用保険の適用範囲の拡大（＾＾）

短時間就労者及び派遣労働者の雇用保険の適用基準が下記の通りとなります。平成21年4月1日以降の雇い入れより適用となります。

旧)

- ・1年以上の雇用見込があること
- ・1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること



新)

- ・6ヶ月以上の雇用見込があること
- ・1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

### ②雇用保険料率の引き下げ（＾＾）

失業等給付に係る雇用保険料率が、平成21年度に限り0.4%引き下げられます。一般の事業の場合には、1.2%→0.8%を労使で折半して負担することになります。なお、労働保険年度更新の申告・納付時期も、従前の4月1日～5月20日から6月1日～7月10日へと変更されています。

### ③育児休業給付の統合と給付率引上げ措置の延長（＾＾）

育児休業給付は、現在育児休業中と職場復帰後に分けて支給されていますが、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方については、給付金を統合して全額育児休業中に支給されることになります。平成22年3月31日までに育児休業を開始した場合には、従来通り育児休業基本給付金として育児休業中に30%、職場復帰して6ヶ月経過後に育児休業者職場復帰給付金が20%支給されます。平成22年3月31日までとされていた給付率の引上げは当分の間延長されます。

ホームページもご覧ください  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)